

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において実験補助員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、上司であるグループマネージャーから暴行を受け、精神的に苦痛を感じ始めたという。

請求人は、同月〇日、Dクリニックに受診し「うつ状態（双極性障害（疑い）」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月頃、同僚との口論の後、「F 4 2. 2 強迫性障害」を発病している旨述べているところ、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人の初診時と再初診時に診断し症状の推移を把握しているE医師作成の同年〇月〇日付け意見書及び診療録から読み取れる請求人に出現した症状及び再投薬内容をICD-10診断ガイドラインに照らして検討すると、請求人は、『F 3 1 双極性感情障害』を発病し、その発病時期は、『平成〇年〇月頃から不眠がみられるようになり次第に悪化してきた。』との同診療録の初診時の記載等から、症状が顕在化した同月下旬頃と判断するのが妥当である。」旨述べている。

専門部会の意見は、これまでの請求人の症状及び診療経過等を十分に検討した上で結論されたものと思料される所、当審査会として、一件記録を精査するも、同意見は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月下旬にICD-10診断ガイドラインの「F 3 1 双極性感情障害」(以下「本件疾病」という。)を発病しており、平成〇年〇月〇日入社以降も本件疾病の症状は、悪化することなく続いていたものと判断する。

- (2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)

を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）によれば、認定基準別表1の「特別な出来事」があり、その後おおむね6か月以内に精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、業務起因性が認められるとされているところ、請求人に発病した本件疾病については上記判断のとおりであり、請求人に発病した本件疾病が悪化したとの事実は認められない。したがって、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病は、業務に起因するものと認めることができないと判断する。

イ 請求人は、平成〇年〇月〇日の出来事は上記「特別な出来事」に該当する旨主張するところ、仮に上記F医師への受診を請求人の症状の悪化と捉えたとしても、同出来事の評価は、決定書理由に説示するとおりであり、認定基準別表1の「特別な出来事」とは認められない。

(3) なお、請求人は、上記陳述書及び再審査請求証拠説明書において、監督署長が行った請求人の精神障害の傷病名に疑義が認められる等縷々主張するところ、同資料を含め一件記録を精査したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。